

都市の低炭素化の促進に関する法律施行令案新旧対照条文

一	宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（附則第二条関係）	．．．．．	1
二	公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（附則第三条関係）	．．．．．	2
三	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（附則第四条関係）	．．．．．	3

改 正 案	現 行
<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〜十八の三 （略）</p> <p>十八の四 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第四十三条</p> <p>十九〜三十四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〜十八の三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十九〜三十四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇四百三十一（略）</p> <p><u>四百三十二</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇四百三十一（略）</p> <p>（新規）</p>

改正案	現行
<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一〇十六（略）</p> <p>十七 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第七条第三項第三号に規定する貨物運送共同化事業に関すること。</p> <p>十八 一〇四十三（略）</p> <p>二（略）</p> <p>（物流政策課の所掌事務）</p> <p>第四十三条 物流政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一〇五（略）</p> <p>六 都市の低炭素化の促進に関する法律第七条第三項第三号に規定する貨物運送共同化事業に関すること。</p> <p>七 一〇十（略）</p> <p>（情報政策課の所掌事務）</p> <p>第五十一条 情報政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 総合政策局の所掌事務（第四条第一項第三十八号から第四十二号までに掲げるものに限る。）に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。</p> <p>二 一〇五（略）</p>	<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一〇十六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十七 一〇四十二（略）</p> <p>二（略）</p> <p>（物流政策課の所掌事務）</p> <p>第四十三条 物流政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一〇五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>六 一〇九（略）</p> <p>（情報政策課の所掌事務）</p> <p>第五十一条 情報政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 総合政策局の所掌事務（第四条第一項第三十七号から第四十一号までに掲げるものに限る。）に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。</p> <p>二 一〇五（略）</p>

(市街地整備課の所掌事務)

第八十八条 市街地整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇八 (略)

九 都市の低炭素化の促進に関する法律第九条第一項に規定する集約

都市開発事業に関すること(住宅局の所掌に属するものを除く。)

十〇十五 (略)

(住宅生産課の所掌事務)

第一百十九条 住宅生産課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇八 (略)

九 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物の普及の促進に関すること(住宅以外の建築物に係る措置に係るものを除く。)

附 則

(都市局市街地整備課の所掌事務についての読替え)

第十二条 都市局市街地整備課の所掌事務については、当分の間、第十八条第十号中「関すること」とあるのは、「関すること(独立行政法人都市再生機構の行う業務に関するものを除く。)」とする。

(市街地整備課の所掌事務)

第八十八条 市街地整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇八 (略)

(新設)

九〇十四 (略)

(住宅生産課の所掌事務)

第一百十九条 住宅生産課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇八 (略)

(新設)

附 則

(都市局市街地整備課の所掌事務についての読替え)

第十二条 都市局市街地整備課の所掌事務については、当分の間、第十八条第十号中「関すること」とあるのは、「関すること(独立行政法人都市再生機構の行う業務に関するものを除く。)」とする。